

西川流域水害対策計画（素案）に寄せられたご意見と県の考え方

	ご意見	県の考え方
1	西川上流域（池田川合流点より上流）における土砂・洪水氾濫や流木流出のリスクへの対策が必要と考えます。	西川上流域（池田川合流点より上流）における土砂・洪水氾濫や流木流出のリスクへの対策については、関係機関と連携して策定した「日高川流域治水プロジェクト」に基づき、砂防関係施設等の整備を鋭意進めているところです。
2	西川流域の下川、斉川、西川には、（土地）改良区が若野で取水した水が流れ込んでおり、用水路として使われているため、浸水対策を考えるうえで、用水として対策が必要と考えます。	若野頭首工から取水された日高川の水は、灌漑用水及び上水として利用され、その後、一部の取水された水は西川流域の下川、斉川、西川に流れ込みます。 なお、大雨の際は若野頭首工からは上水目的に必要な分のみを取水しており、西川流域の外から余分な雨水が流入しないよう運用していると聞いております。
3	現在頻繁に起こっている西川に流入する支川の氾濫を防ぐことを考えてほしい。 特に東裏川の排水ポンプは大雨・洪水時に稼働できないのか。運用規定等についても教えてほしい。	西川に流入する支川の氾濫については、河川改修のみでは防ぐことができないことから、計画に記載の各流域対策について、西川流域水害対策協議会構成員で連携し、流域関係者の理解を得ながら順次進めていく予定です。 東裏川排水用ポンプについては、東裏川より西川の水位が高いときは、千貫樋門を閉めた上でポンプを稼働させることとしていますが、西川の水位が一定の値を超える場合には、西川合流箇所付近の浸水リスクを考慮しポンプを停止する運用規定となっております。現状では、大雨の際、東裏川と同様に西川の水位も上がっているため、ポンプを稼働させる機会が少なくなっています。 今後は、西川本川における河道掘削などの進捗状況を踏まえ、より効果的な排水ポンプの稼働ができないか、必要に応じて運用規定の見直しを検討してまいります。
4	ハード、ソフト両面を強化する西川流域水害対策計画（素案）に賛同します。また、ソフト面としては、ハザードマップの理解促進支援や「マイタイムライン」などの住民一人一人の避難計画策定支援、保険による事前の備えの理解促進支援が重要と考えます。	今後の西川流域における流域治水の取組の参考にさせていただきます。
5	現在、小中閘門（樋門）の操作は農業関係者が現地で目視で行っているが、高齢化の問題や豪雨時には現地への移動が危険な場合があり、遠隔化が必要と考えます。	県では、水門や樋門の遠隔化・自動化について、大規模地震等が発生した際の閉鎖操作者の安全確保及び適切な運用を図ることを目的に、優先度の高いものについて順次実施しております。 西川流域では、日高川水系河川整備計画に基づき、地震・津波対策として津波の到達時間等を踏まえ、8つの水門・樋門について遠隔操作化を実施しました。 小中樋門については、同計画において遠隔化の予定はありませんが、洪水時における現地への移動や操作状況を踏まえ、遠隔化の優先度について検討してまいります。

※いただいたご意見の概要を記載しています。